

見附市上下水道局会計規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月13日

見附市長 稲田 亮

見附市上下水道事業管理規程第4号

見附市上下水道局会計規程等の一部を改正する規程

(見附市上下水道局会計規程の一部改正)

第1条 見附市上下水道局会計規程(平成26年見附市ガス上下水道事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第21条中「第33条の2」の次に「において読み替えて準用する地方自治法第243条の2第1項」を加える。

(見附市水道料金等収納事務委託規程及び見附市水道検針事務委託規程の一部改正)

第2条 次に掲げる規程の規定中「第33条の2」の次に「において読み替えて準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加える。

(1) 見附市水道料金等収納事務委託規程(平成26年見附市ガス上下水道事業管理規程第16号)第1条

(2) 見附市水道検針事務委託規程(平成27年見附市ガス上下水道事業管理規程第2号)第1条

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。